

子育て支援短期利用事業(市町委託契約事業)(令和7年度～)

1. ショートステイ

①ショートステイとは 疾病、出産、看護、事故、災害等の理由で一時的に家庭での養育が困難になったとき、 また、育児不安や育児疲れなどの保護者の身体的、精神的不安解消のため必要なときにご利用できます。また、母子で経済的な理由があって、緊急一時的に必要とする時にも利用できます。

②対象児童は 1歳から18歳までのお子さんをホームでお預かりいたします。

③利用料は「2.相談、問い合わせ」にある窓口へお問い合わせください。

☆お預かり場所の見学が可能です。

2. 相談、問い合わせ

岩国市こども家庭課こども家庭センター

電話 0827-29-6076

大竹市福祉課児童係

電話 0827-59-2148

和木町保健福祉課

電話 0827-52-2196

廿日市市子育て応援室

電話 0829-30-9129

広島市こども・家庭支援担当

電話 0825-04-2161

3. お預かり場所

自立援助ホーム「そなえ」 山口県岩国市南岩国町5丁目-19-12

自立援助ホーム「すばる」 山口県岩国市今津町1丁目11-25

自立援助ホーム「ゆめじ」 広島県大竹市玖波4丁目-11-67

ファミリーホーム「のぞみ」 広島県大竹市立戸1丁目-9-8

ファミリーホーム「いちご」 広島県大竹市玖波8丁目-2-20

退所児童等アフターケア事務所「めぐり」

山口県岩国市南岩国町4丁目-66-17-2-101

退所児童等アフターケア事務所「こたつ」 山口県岩国市平田6丁目38-8

退所児童等アフターケア事務所「まつり」 広島県大竹市白石2丁目5-15

退所児童等アフターケア事務所「てんき」 広島県大竹市玖波8丁目-2-20

特定非営利活動法人とりで

☆自立援助ホームとは

義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行います。

☆ファミリーホームとは

養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる2歳から18歳の子どもを養育します。子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援します。

☆退所児童等アフターケア事務所とは

児童養護施設等を退所した子どもに対する支援を行ないます。地域支援活動の拠点の役割も果たしています。

4. ご利用にあたって

①学校への連絡

お子さんの通学している学校に、ショートステイの利用期間と利用場所名を必ず連絡してください。

②連絡方法

緊急時の保護者への確実な連絡方法を決めてください。

③用意していただく物

- ・健康保険証（生活保護受給カードの写し） ・靴や下着等の着替え ・パジャマ
- ・タオル ・バスタオル ・歯ブラシ ・教科書などの学用品 ・学校の制服 ・オムツ

※持ち物にはご記名ください。

☆その他、持ち物について不明な点をご相談ください。

5. ホーム一日の生活

7時 必要な子どもは朝食を事前に伝え、用意してもらい食べる

準備でき次第 各自 アルバイト（就労）や学校へ行く

12時 必要な子どもは昼食を事前に伝え、用意してもらい食べる

各自帰宅

19時 夕食

各自入浴

<就寝時間> ※未就学・20時 小学生・21時 中学生 22時 高校生 23時